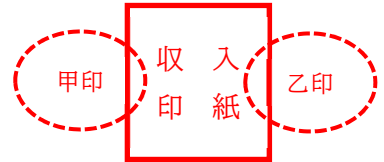


【(写し) 候補者 → 選管】



選挙運動用自動車運送契約書

肝付町〇〇選挙候補者 肝付 太郎 (以下「甲」という。)と  
株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の運送について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を運転手及び燃料込みで借り切り、乙はこれを貸し出すものとする。

車種 小型乗用自動車(車種名) 選挙運動期間内であること  
登録番号 鹿児島 わ 12-34

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約料は300,000円(一日当り60,000円)とする。  
2 投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず1日当り60,000円に令和 年 月 日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その自由が生じた日が契約期間前であった場合は、この限りではない。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

第4条 この契約に基づく契約金額で肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき肝付町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、肝付町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 住所 肝付町〇〇〇〇番地  
氏名 肝付 太郎 印

乙 所在地 肝付町〇〇〇〇番地  
法人の名称(個人の場合は個人名)  
株式会社 〇〇〇〇  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

# 【(写し) 候補者 → 選管】

## 選挙運動用自動車賃貸借契約書

肝付町〇〇選挙候補者 肝付 太郎 (以下「甲」という。)と  
株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の  
賃貸借について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 甲は、乙の所有する下記の自動車を賃貸し、乙はこれを賃貸するものとする。

車種 小型乗用自動車(車種名)

登録番号 鹿児島 わ 12-34

選挙運動期間内であること

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、  
投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は一日当り 15,000円とし、この額に前条の期間中の選挙運動用自動車  
として賃貸した日数を乗じて得た金額とする。

2 投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず1日当り 15,000円に  
令和 年 月 日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その  
自由が生じた日が契約期間前であった場合は、この限りではない。なお、契約金額は、消費税額を含  
んだ額とする。

(請求及び支払)

契約の期間の初日

第4条 この契約に基づく契約金額で肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負  
担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基  
づき肝付町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただ  
し、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、肝付町に請求する金  
額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるも  
のとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 住所 肝付町〇〇〇〇番地  
氏名 肝付 太郎 印

乙 住所 肝付町〇〇〇〇番地  
法人の名称(個人の場合は個人名)  
株式会社 〇〇〇〇  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

# 【(写し) 候補者 → 選管】

## 選挙運動用自動車の燃料供給契約書

肝付町〇〇選挙候補者 肝付 太郎 (以下「甲」という。)と  
株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の  
燃料供給について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、その所有する自動車燃料を甲に売り渡し、甲は下記の自動車の燃料としてこれを買受けるものとする。

車種 小型乗用自動車(車種名)  
登録番号 鹿児島 わ 12-34

選挙運動期間内であること

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、単価1ℓ当たり152円とし、前条の期間中の選挙運動用自動車への燃料の供給総量に単価を乗じた金額とする。

2 投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず単価1ℓ当たり152円に令和 年 月 日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その自由が生じた日が契約期間前であった場合は、この限りではない。なお、契約金額は、消費税額を含んだ額とする。

(請求及び支払)

契約の期間の初日

第4条 この契約に基づく契約金額で肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基づき肝付町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただし、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、肝付町に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 住所 肝付町〇〇〇〇番地  
氏名 肝付 太郎 印

乙 所在地 肝付町〇〇〇〇番地  
法人の名称(個人の場合は個人名)  
株式会社 〇〇〇〇  
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

# 【(写し) 候補者 → 選管】

## 選挙運動用自動車運転手の雇用契約書

肝付町〇〇選挙候補者 肝付 太郎 (以下「甲」という。)と  
株式会社 〇〇〇〇 (以下「乙」という。)とは、選挙運動用自動車の  
運転業務について次のとおり契約を締結する。

(趣旨)

第1条 乙は、甲の指定する下記の選挙運動用自動車の運転業務を行うものとする。

車種 小型乗用自動車(車種名)

登録番号 鹿児島 わ 12-34

選挙運動期間内であること

(契約の期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。ただし、  
投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日までとする。

(契約金額)

第3条 この契約の契約料は、一日当たり 12,500円とし、この額に前条の期間中の選挙運動用自  
動車の運転業務を行った日数を乗じて得た金額とする。

2 投票を行わないこととなったときは、前項の規定にかかわらず1日当り 12,500円に  
令和 年 月 日からその事由が生じた日までの日数を乗じて得た金額とする。ただし、その  
自由が生じた日が契約期間前であった場合は、この限りではない。なお、契約金額は、消費税額を含  
んだ額とする。

(請求及び支払)

契約の期間の初日

第4条 この契約に基づく契約金額で肝付町議会議員及び肝付町長の選挙における選挙運動の公費負  
担に関する条例に基づく公費負担限度額以内の額については、選挙の期日後、乙は同条例の規定に基  
づき肝付町に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。ただ  
し、甲の供託物が没収された場合には、契約料は甲が支払うものとする。なお、肝付町に請求する金  
額が契約金額に満たないときは、甲は、乙に対し不足額を速やかに支払うものとする。

(定めのない事項等)

第5条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義を生じたときは、甲、乙協議して定めるも  
のとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれの1通を所持する。

令和 年 月 日

候補者届出と一致

契約は告示日前でも可能

甲 住所 肝付町〇〇〇〇番地  
氏名 肝付 太郎 印

乙 所在地 肝付町〇〇〇〇番地  
氏名 〇〇 〇〇 印